



市に居住している(他市区町村から転入した場合は、6月1日までに本市の住民基本台帳に記載)

□**在外選挙人名簿登録者数** 男性105人、女性116人、計221人

□**在外選挙人名簿登録の要件**

- ①在外選挙人名簿に登録していない
 - ②登録申請時に満18歳以上
 - ③日本国民
 - ④在外選挙人名簿の登録申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
- ◆選挙管理委員会事務局 保 042-438-4090

募集

市職員募集(平成30年1月1日付採用)

- 試験区分** 一般事務I類(大学卒程度)
- 受験資格** 社会福祉士指定科目履修者
- 申 9月26日(火) (郵送必着)まで
- 試験案内** 職員課(田無庁舎5階)・保谷庁舎1階総合案内・市HPで配布
- ※詳細は、試験案内で必ずご確認ください。
- ◆職員課 田 042-460-9813

シルバーピア生活協力員(常駐)

内 シルバーピア(高齢者集合住宅)の生活協力員室に常駐し、入居者の安否確認・病気など緊急時の対応・連絡など

□**募集人数** 1人

場 ひばりが丘北一丁目アパート(ひばりが丘北1-8-24-108)

※生活協力員住戸は3DK(約70㎡)

□**資格** 次の全てに該当する60歳以下の方

- 申込者本人が市内在住・在勤(在勤の場合は都内在住の20歳以上で、住民票で証明できる)
 - シルバーピアに設置した生活協力員住宅に住居できる
 - 高齢者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意がある
 - 現に同居し、または同居しようとする親族がある
 - 世帯の所得の合計が特定公共賃貸住宅(都民住宅)の所得基準内(右表)である
 - 持ち家がない
 - 申込者・同居親族が暴力団員ではない
- 謝金** 月額15万3,000円
- 家賃** 全額補助
- 申 9月19日(火)～10月3日(火)に高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階)へ

□**募集要項** 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)・市HPで配布

※詳細は、募集要項をご覧ください。

◆**各世帯の所得合計** (円)

家族数	所得基準額
2人	227万6,000～622万4,000
3人	265万6,000～660万4,000
4人	303万6,000～698万4,000

◆高齢者支援課 保 042-438-4028

事業者募集

高齢者配食サービス事業委託事業者

内 高齢者に安定した食事を提供することを通じて、孤独感解消・健康保持・安否確認などを行う

□**資格** 市内の事業所で飲食店営業許可のある給食事業者・社会福祉法人・NPO法人で市全域に配食が可能

□**選考** 企画提案書に基づく選定方式

□**説明会**

時 10月5日(木)午後2時30分

場 防災センター

※募集要項・説明会参加申込書は、9月19日(火)から市HPなどで配布

問 高齢者支援課 保 042-438-4028

傍聴 審議会など

■人にやさしいまちづくり推進協議会

時 9月21日(木)午後2時

場 田無庁舎1階

内・定 大規模開発事業・5人

◆都市計画課 保 042-438-4051

■男女平等推進センター企画運営委員会

時 10月6日(金)午後7時

場 住吉会館ルピナス

内・定 男女平等参画推進事業ほか・3人

◆協働コミュニティ課 042-439-0075

■子ども子育て審議会計画専門部会

時 10月6日(金)午後7時

場 田無公民館

内・定 公立保育園のあり方など・8人

◆子育て支援課 田 042-460-9841

■子ども子育て審議会

(仮称)子ども条例検討専門部会

時 10月10日(火)午後7時

場 イングビル

内・定 (仮称)西東京市子ども条例・8人

◆子育て支援課 田 042-460-9841

固定資産税の減額

◆資産税課 田 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

※いずれも工事後3カ月以内に、資産税課への申告が必要です。

住宅耐震改修工事

- 減額分** 2分の1(住宅面積120㎡^{まで})
- 要件** ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●1戸当たりの工事費用が50万円超
- 必要書類** ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②固定資産税減額証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

- 減額分** 3分の1(住宅面積100㎡^{まで})
- 要件** ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現

在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

- 必要書類** ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し
- ③納税義務者の住民票
- ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し
- ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

住宅の省エネ改修

□**減額分** 3分の1(住宅面積120㎡^{まで})

- 要件** ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修(※2)を行う ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
- ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)
- 必要書類** ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票

災害に強いまちづくり

◆住宅課 保 042-438-4052

耐震診断・改修^{など}

分譲マンションおよび木造住宅の耐震診断・改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

分譲マンション

◆**耐震アドバイザーの派遣**

内 ●耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取組方法

対 分譲マンションの管理組合^{など}

□**派遣回数** 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回^{まで}

◆**耐震診断費用の助成**

□**対象住宅** 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□**助成額** 費用の3分の2(200万円)^{まで}

◆**補強設計費用の助成**

□**対象住宅** 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの

□**助成額** 費用の3分の2(200万円)^{まで}

◆**耐震改修等費用の助成**

□**対象住宅** 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準

に適合して耐震改修など(建て替え・除却を含む)を行うもの

□**助成額** 費用の23%(1,500万円)^{まで}

木造住宅

◆**耐震診断費用の助成**

□**対象住宅** 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□**助成額** 費用の2分の1(6万円)^{まで}

◆**耐震改修等費用の助成**

□**対象住宅** 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ

□**助成額** 費用の3分の1(30万円)^{まで}

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

◆**耐震シェルター設置費用の助成**

対 65歳以上または身体障害者手帳(1～4級)所持者がいる世帯

□**対象住宅** 上記「耐震診断」に同じ

□**助成額** 費用の10分の9(30万円)^{まで}

戸別訪問および助成金拡充

新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、戸別訪問などによる普及啓発および助成金の拡充を実施します。

緊急耐震重点区域(老朽木造建築物棟数率が高い地域)

①南町2丁目	⑥保谷町3丁目	⑩泉町5丁目	⑮住吉町4丁目
②谷戸町1丁目	⑦南町1丁目	⑪保谷町2丁目	⑯泉町6丁目
③中町2丁目	⑧泉町1丁目	⑫保谷町6丁目	⑰東町4丁目
④北原町1丁目	⑨ひばりが丘北2丁目	⑬芝久保町4丁目	⑱ひばりが丘1丁目
⑤南町4丁目		⑭柳沢5丁目	⑲東伏見5丁目

戸別訪問

身分証を携帯した市の職員が訪問し、リーフレットなどを用いて耐震化の必要性・助成制度を説明します。

□**期間** 平成29年4月1日～平成32年3月31日

□**対象住宅** 昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅・分譲マンション

□**共通事項**

- 助成金額は1,000円未満を切り捨て
- 助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター設置はどちらか1回)

助成金の拡充

木造住宅および分譲マンションの耐震改修等費用の助成額に30万円を加算します。

□**期間** 平成29年4月1日～平成34年3月31日

※分譲マンションは、平成33年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります。

※そのほか詳細な条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。